

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

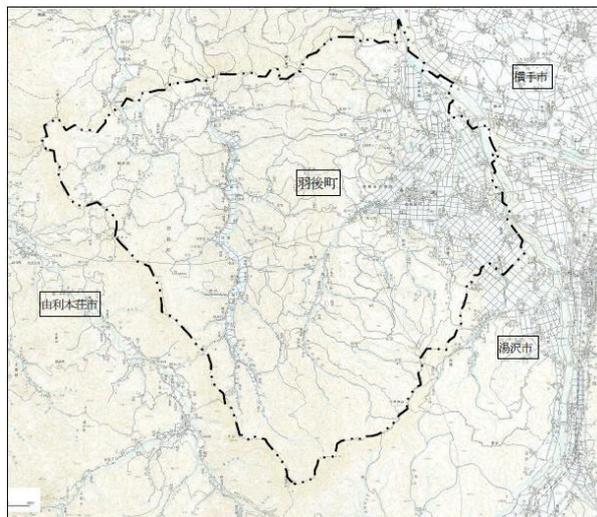
I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

本町は秋田県の南端、雄勝郡の西部に位置し、北東部及び東南部は雄物川を境にして湯沢市、横手市 に接し、南西部は姥井戸山、月山等を分水嶺として湯沢市、由利本荘市と接している。また、西北部は八塩山等の分水嶺や谷をへだてて由利本荘市と接している。総面積は 230.78km²で、東西約 19.0km、南北約 19.5km の略正方形をなしている。

地形は一般に山地に富み、山勢は西に高く、東に向かうにつれて低くなり、横手盆地にはいる。山系は南北に縦走する丘陵性の出羽山地であり、西馬音内川をはじめ、田代川、新町川等の河川と無数の谷川によって浸食されている。標高 300～400mの丘陵によって、子吉川水系に属する西部山間地域と雄物川水系に属する東部平坦地域に二分されている。山間地域は 標高が 200～250mの高原であり、平坦地域は標高が 60～100mであって、西に高く、東に低い典型的な扇状地を形成している。



②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町北東部及び東南部に位置する雄物川沿い三輪地区・新成地

区・明治地区において、洪水に対しての警戒が必要であり、3m以上の浸水箇所も予想されている。
(想定した大雨頻度：1,000年に1回程度、想定した2日間の総雨量：350ミリ)

浸水が発生した場合に、各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、浸水被害が予想される会員事業所は60社で全体の17.5%に当たる。特に被害が大きい三輪地区は47社で全体の78%を占めている。その他に新成地区9社、明治地区4社とすべてが雄物川沿い地区で、他の地区での浸水被害は想定されていない。

浸水した場合想定される水深

項目	被害なし	%	0.5m未満	%	0.5~3.0m	%	3.0~5.0m	%	5.0~10.0m	10.0~20.0m	20.0m以上	合計
西馬音内地区	159	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	159
三輪地区	15	24.2%	41	25.8%	6	3.8%	0	0.0%	0	0	0	62
新成地区	28	75.7%	3	1.9%	4	2.5%	2	1.3%	0	0	0	37
明治地区	19	82.6%	0	0.0%	4	2.5%	0	0.0%	0	0	0	23
元西地区	27	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	27
田代地区	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	18
仙道地区	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	16
合計	282	82.5%	44	27.7%	14	8.8%	2	1.3%	0	0	0	342

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、「急傾斜地」「土石流」「地すべり」を危険頻度に応じて土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)と土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に区分されている。当町の土砂災害危険箇所は急傾斜地194箇所、土石流304箇所、地すべり10箇所が指定され特に山間部の田代地区、仙道地区に危険箇所が多く分布されている。

被害が想定される会員事業者数は次のとおりである。

■ ハザードマップによる被害が想定されている事業所数と割合

土砂災害警戒区域等 急傾斜地

項目	危険箇所数	被害なし	%	レッドゾーン	%	イエローゾーン	%	合計
西馬音内地区	39	158	99.4%	0	0.0%	1	0.6%	159
三輪地区	0	62	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62
新成地区	0	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	37
明治地区	6	22	95.7%	1	4.3%	0	0.0%	23
元西地区	33	24	88.9%	0	0.0%	3	11.1%	27
田代地区	65	15	83.3%	1	5.6%	2	11.1%	18
仙道地区	51	15	93.8%	0	0.0%	1	6.3%	16
合計	194	333	97.4%	2	0.6%	7	2.0%	342

土砂災害警戒区域等 土石流

項目	危険箇所数	被害なし	%	レッドゾーン	%	イエローゾーン	%	合計
西馬音内地区	44	158	99.4%	0	0.0%	1	0.6%	159
三輪地区	0	62	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62
新成地区	0	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	37
明治地区	12	22	95.7%	0	0.0%	1	4.3%	23
元西地区	32	21	77.8%	0	0.0%	6	22.2%	27
田代地区	130	8	44.4%	0	0.0%	10	55.6%	18
仙道地区	86	7	43.8%	1	6.3%	8	50.0%	16
合計	304	315	92.1%	1	0.3%	26	7.6%	342

土砂災害警戒区域等 地すべり

項目	危険箇所数	被害なし	%	レッドゾーン	%	イエローゾーン	%	合計
西馬音内地区	0	159	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	159
三輪地区	0	62	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	62
新成地区	0	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	37
明治地区	1	23	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	23
元西地区	2	24	88.9%	0	0.0%	3	11.1%	27
田代地区	7	16	88.9%	0	0.0%	2	11.1%	18
仙道地区	0	16	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	16
合計	10	337	98.5%	0	0.0%	5	1.5%	342

(雪崩災害：ハザードマップ)

当町は特別豪雪地帯の指定を受けており、雪崩などによって家屋の損壊や道路通行止め等の被害が予想される。

ハザードマップには危険箇所の指定はなく、町で住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行うこととしている。

(地震：羽後町地域防災計画、J-SHIS)

当町に大きな被害をもたらすと想定される地震は「秋田仙北地震」ケース (M7.3) ならびに「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」ケース (M7.7) の地震であり、町における震度は震度5強～震度7と想定されている。この2ケースのうち、当町に最も大きな被害をもたらすと予想されているのは複合地震の「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」である。よって本計画での地震被害想定は「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」ケースを採用することとしている。

■ 地震による被害想定

羽後町地域防災計画では、被害想定を秋田県地震被害想定調査から抜粋し、発災の季節や時刻ごとに掲載しているが、ここでは、発災の季節や時間に関わらず最小被害から最大被害までを単純に抜き出したものを次のとおり掲載する。

想定されているリスク	被害想定
秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動 (M=7.7)	全壊棟数 2,103 ～ 2,525 棟
	半壊棟数 2,990 ～ 3,551 棟
	炎上出火件数 2 ～ 6 件
	消失棟数 4 ～ 354 棟
	死者数 65 ～ 124 人
	負傷者数 462 ～ 620 人
	上水道被害 被害 130 箇所 断水人口 9,280 人
	LPガス 供給支障人口 1,172 人
	停電世帯数 4,706 ～ 4,765 世帯
	固定電話不通 372 ～ 794 回線
	携帯電話 非常につながりにくい
	避難者数 1日後最大 5,419 人
	” 4日後 ” 5,738 人
	” 1月後 ” 4,365 人

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (令和2年9月末現在 羽後町商工会調査)

- ・商工業者 562人 (参考：平成26年度経済センサス調査607人)
- ・小規模事業者 515人

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	112	108	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている
製造業	70	57	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている
卸・小売業	150	135	西馬音内地区、三輪地区の一部で商店街が形成されている。三輪地区は広く浸水想定地域に立地している。
サービス業	181	169	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている
その他	49	46	町内各地に点在している。
合計	562	515	

(3) これまでの取組

① 当町の取組

(防災計画と国土強靱化地域計画の策定)

昭和36年に施行された災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、昭和48年に「羽後町地域防災計画」を策定している。その後5回にわたり修正を重ね、現在、令和2年3月の第5次修正版を運用している。

東日本大震災の経験を踏まえ、大規模広域災害時には町単独で必要な取り組みができない事態が起こりうるとの前提に立ち、国・県のみならず他の自治体等、各種NPO団体やボランティアなどの広域的な支援の受け入れなどの態勢づくりを進めることも必要となる。

一方、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、令和2年8月に「羽後町国土強靱化地域計画」を策定している。災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取り組むべき施策を進めるために策定している。

羽後町地域防災計画は、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共の団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、町における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定した。

(防災訓練の実施)

訓練は、風水害等の災害に備え、町及び防災関係機関、地域安全活動の中核となる自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民等が相互に緊密な連携のもとに救助、救護、避難誘導等を実践的、かつ、総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施する。

また、町は、近隣市町村及び防災関係者それぞれの相互応援協定等に基づき、行政区域又は所管区域を越えて市町村共同による広域合同訓練の実施に努める。

- ・訓練の区分 実践訓練（総合訓練、個別訓練）、図上訓練
- ・訓練の種別 通信訓練、災害防御訓練、応急復旧訓練
- ・実施方針 5月26日（県民防災の日）並びに9月1日（防災の日）を目標に、県の指導協力を得ながら災害や地震発生を想定し、羽後町消防団、広域消防、分署、民間人の協力を得ながら情報の伝達・広報訓練、避難救助・消火訓練を中心に実施に努める。
- ・訓練計画 町で行う防災訓練は、概ね次表のとおり計画実施するものとする。

羽後町防災訓練計画表

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法	
個別訓練	消防訓練	消防署 消防団	火災予防 運動週間 (春、秋)	適宜	図上又は実践訓練。必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	消防協会湯 沢市雄勝郡 支部	入梅前	雄物川 河川敷	実践訓練。必要に応じ国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	羽後町 消防団 町内会	県民 防災週間	町内全域	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練。必要に応じ動員訓練などと並行して実施する
	動員訓練	羽後町 消防署 消防団	〃	羽後町 消防署	応急対策の実施に必要な団員及び職員を迅速に召集するための訓練。必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設の 管理者	防災週間	各施設	被災のおそれのある施設内及び学校、病院、児童施設、福祉施設、集会所等の建物内からの避難訓練。必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	炊き出し 給水訓練	羽後町	〃	適宜	関係機関の協力を得て炊き出し、給水について訓練。必要に応じ消防、水防訓練等と並行して実施する。
	医療救護・ 応急手当訓 練	羽後町	適宜	適宜	関係機関の協力を得た負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練。必要により他の訓練と並行して実施する。
総合防災訓練	羽後町	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体となって予想される災害に即応できるよう総合的に訓練する。	
	秋田県	防災週間	13市持ち回 りで実施	県が主催する防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。	

(防災備品の備蓄)

県及び町は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体制を整備する。

- ・前提とする想定地震 想定地震：北由利断層 M= 7. 3
※発生確率は 100 年以内に 6 %以下と評価
発災時期：冬の 18 時
避難者数：139,193 人（発災から 1 日後の避難所への避難者）
- ・備蓄に関する役割分担 発災から 3 日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備

え)と公助(県と市町村の共同備蓄や流通備蓄等)の役割分担を、次のとおりとする。

【公助】 7 / 10		【自助・共助】 3 / 10
1 / 3	2 / 3	
県と町の共同備蓄	流通備蓄等	家庭や地域の備え

・県と市町村との共同備蓄品目

羽後町地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定めており、県と町の共同備蓄品目として主食、主食(お粥など)、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ(大人用/子ども用)、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、給水袋、医薬品セットについて、それぞれ計画数を定め備蓄している。

②当会の取組

(事業者BCPに関する国の施策等の周知)

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣(ミラサポ無料派遣)」「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布・周知を行ったのをはじめ、BCP予備診断シート(全国商工会連合会作成)を使い年間目標を定めながら会員企業の調査を実施している。

(事業者BCP策定セミナーの開催)

主催したセミナーがなく、関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

(職員向けセミナーの開催)

危機管理やBCP策定についての知識を習得するため経営指導員2名が専門家によるセミナーを受講し、概要から計画書申請までの実務を経験し理解を深めている。その後、当会OJTにより職員全体が知識を共有している。

(損害保険への加入促進)

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

(防災備蓄品)

ろうそく、LEDライト、ブルーシート、携帯ラジオ、予備乾電池、発電機、石油ストーブ、コードリール、投光器、石油、木炭、コンロ、工具類、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

(防災訓練の実施)

当会では、「羽後町商工会消防計画」に基づき、防火管理者の指揮により年1回以上の消火・通報・避難・総合訓練を実施している。



II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(事業者BCPの策定が進んでいない)

管内事業所のうち、既にBCPを策定している事業者はなく、普及が進んでいない。

当町での被災は小規模で限定的であり、広範囲に及ぶ水害は昭和62年8月以来発生していないこともあり防災・免災対策への意識は低い。

したがって、事業所BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(応急対策に関する町と商工団体の連携体制が整っていない)

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具体化されていない。

III 目標

羽後町国土強靱化地域計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

(管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化)

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(被害の把握・報告ルートの確立)

発災時における連絡体制を円滑に行うため、町、商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立)

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

羽後町商工会と羽後町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当町の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、当町・当会毎に、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

当町のハザードマップをそれぞれの事務所に掲示するほか、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ 感染症対策の周知

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④ リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得や損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

■商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償、○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、 ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え、 ○廃業・退職後の生活資金積立、○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等の関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

⑤ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所(冠水・浸水 60社、土石流危険 27社)を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修(職員)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー(小規模事業者)

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援(小規模事業者)

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年12月に危機管理マニュアルを作成した(別添)。

今後2年サイクルで計画更新を行う。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

また、当町及び当会において定期的な担当者会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 訓練の実施

当会は町総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当町との連絡ルートの確認等を行う。

＜ 2. 発災後の対策 ＞

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で両者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■両者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当町・当会的一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを両者間で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当町、当会両者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
羽後町みらい産業交流課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
羽後町商工会	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡体制図により確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、両者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県へ報告は、当町から当会分も含めて行う。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体名
	第1順位	第2順位	
羽後町みらい産業交流課	課長	商工班	秋田県産業政策課
羽後町商工会	事務局長	副事務局長	羽後町みらい産業交流課

2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて両者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、当町（みらい産業交流課長）と当会（事務局長）との間で協議し決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害規模	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

○被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1月以内	1日に1回（9時）共有する
1カ月超	2日に1回共有する

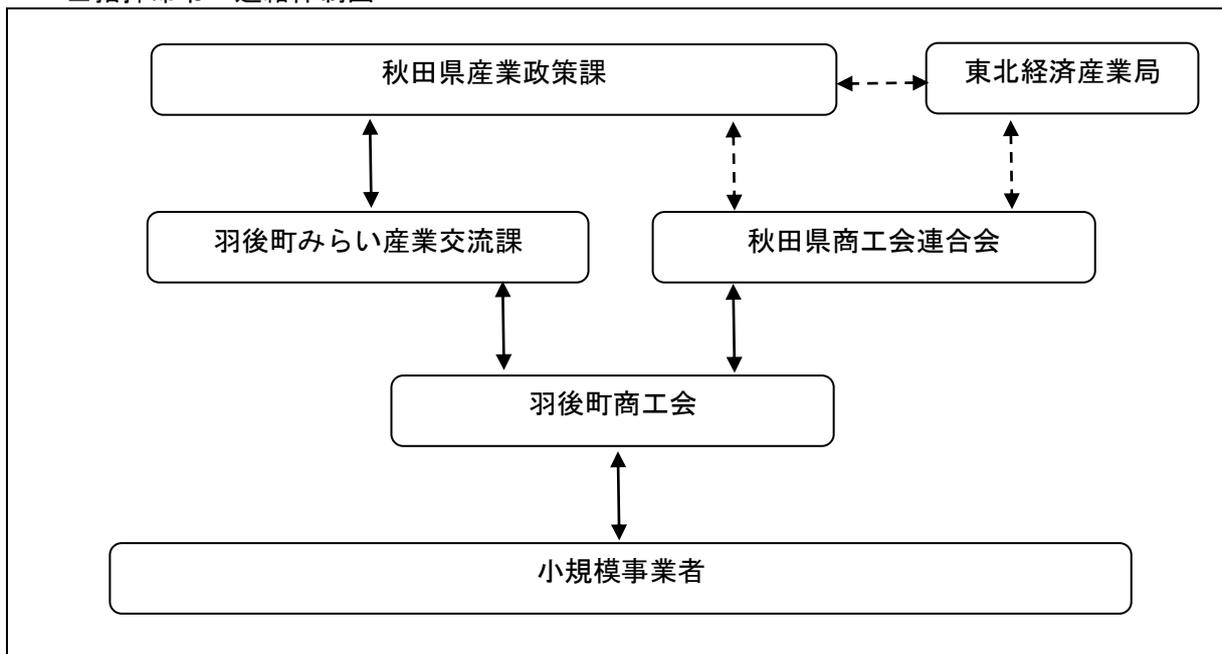
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■指揮命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するための被災地域における活動については、町みらい産業交流課長が町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

① 被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、両者で共通で用いるものとする。

② 被害額の算定の対象

町地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③ 被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、連携協定を結ぶ損保会社や秋田県火災共済協同組合による査定金額を参考にするなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

4) 共有した情報の県等への報告方法

当会・当町の両者間で共有した情報については、県の指定する方法により当町から県へ報告するものとする。また当会は秋田県商工会連合会へも報告することとする。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

① 相談窓口の開設

当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。
また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

② 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

■時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に L I N E、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③ 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により 地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

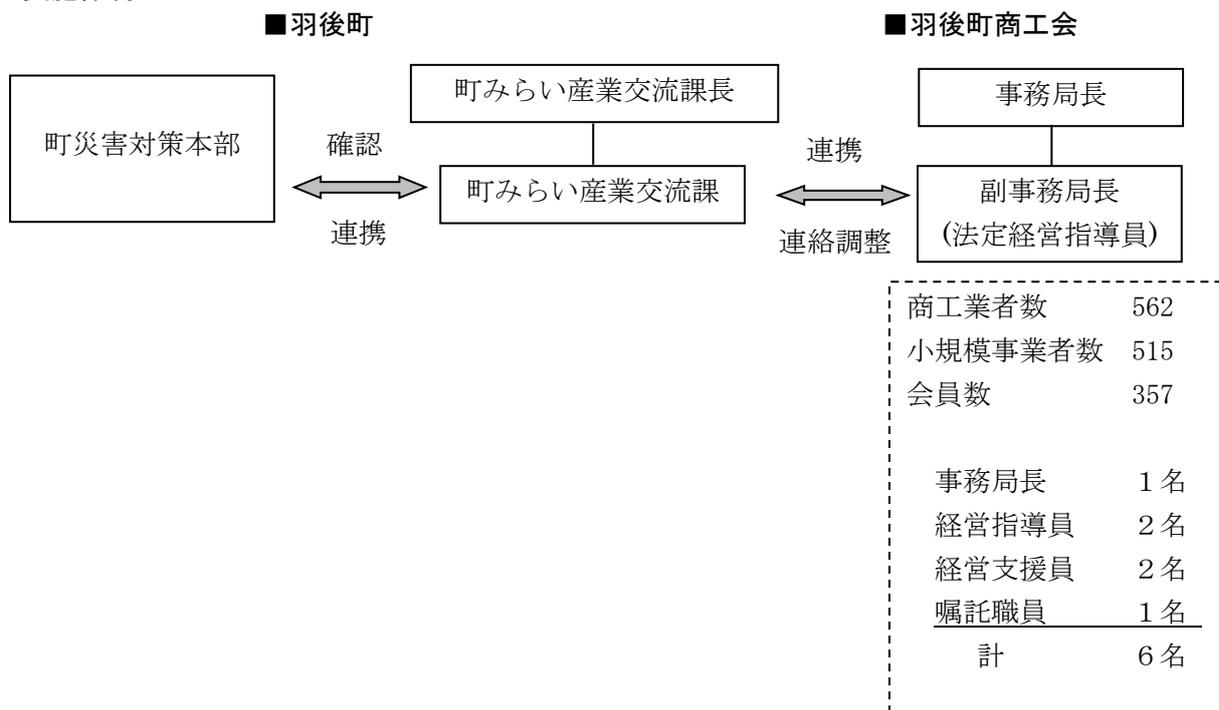
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

○実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名 高橋 淳美 (法定経営指導員)

■連絡先 TEL 0183-62-1157

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

商工会の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを年1回実施する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村 連絡先

①商工会／商工会議所

■羽後町商工会

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字福田 18-18

TEL 0183-62-1157 FAX 0183-62-1159

E-mail ugo@skr-akita.or.jp

②関係市町村

■羽後町みらい産業交流課

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177

TEL 0183-62-2111 FAX 0183-62-2120

E-mail shoko@town.ugo.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料	200	200	200	200	200
2. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	200	200	200	200	200
3. 普及・啓発費・ポスター・チラシ印刷費・郵送費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
<p>会費収入、特商負担金、国・県・町補助金、事業収入等</p> <p>ただし、上記経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。</p>

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等